

経済産業省令第九十三号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十一条第二項の規定に基づき、電動工具等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

電動工具等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

電動工具等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成五年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「電動工具等」を「電源装置等」に改める。

第一条中「電動工具、パーソナルコンピュータ」を「電源装置等（電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。））、車いす（電動式のものに限る。））、プリンター、携帯用データ収集装置」に、「自動車電話用通信装置」を「ファクシミリ装置、

交換機、携帯電話用装置」に改め、「、日本語ワードプロセッサ、テレビ受像機（液晶式のものに限る。）  
」を削り、「電気歯ブラシ」の下に「、非常用照明器具」を加え、「（以下「電動工具等」という）」を「  
いう。以下同じ）」に、「電動工具等に」を「電源装置等に」に、「密閉形アルカリ蓄電池（機器の記憶保持  
用のものを除く。以下単に「電池」という。）」を「密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四  
キロクーロン以下のものに限る。））、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、機器の記憶保持用  
のものを除く。以下同じ。）」に、「電池の」を「はんだ付けによらない密閉形蓄電池の取付け方法の採用  
、密閉形蓄電池の」に、「、消費者」を「消費者又は当該電源装置等の保守点検の事業を行う者」に改める  
。

第二条から第五条までの規定中「電動工具等」を「電源装置等」に、「電池」を「密閉形蓄電池」に改め  
る。

第六条中「電動工具等」を「電源装置等」に、「電池」を「密閉形蓄電池」に、「求められたときは、こ  
れに協力する」を「行う」に改める。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。